○中国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
広島市中区基町五番一地内	前	二九・九五～四六・〇五メートル
	後	三〇・四六～四三・四八メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○北海道開発局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
深川市音江町字稲田一三〇五番から同市音江町字向陽九六七番まで	前	二七・〇五～二七・四〇メートル
	後	二七・〇九～三六・二〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
夕張市楓登川国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署二二六〇林班い小班地内	前	四二・八五～五三・九九キロメートル
	後	四四・七六～五三・九九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号	北海道枝幸郡浜頓別町字モーブタウス三三一番一〇から同町字ブタウス三三一番一まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部

供用開始の期日　令和七年九月二十五日

国会事項

衆議院

訴追委員予備員辞職許可

九月二十二日、議長において、裁判官訴追委員予備員阿部弘樹の辞職を許可した。

辞職通知

九月二十二日築山事務総長から上川裁判官訴追委員会委員長及び小林参議院事務総長宛、議長において裁判官訴追委員予備員阿部弘樹の辞職を許可した旨通知した。

衆議院法制局

辞令

（法制次長法制企画調整部長事務取扱）衆議院法制局参事　笠井　真一

法制企画調整部長事務取扱を免ずる（九月二十二日）

人事異動

内閣

国務大臣

阿部　俊子（あべ　俊子）

内閣府特命担当大臣中根順子（三原じゅん子）海外出張不在中内閣府特命担当大臣（こども政策少子化対策　若者活躍　男女共同参画及び共生・共助）事務代理を命ずる（九月二十一日）

叙位・叙勲

○叙位

従七位

千　玄室

従三位に叙する

（宮崎大学名誉教授）

川北　一彦

従四位に叙する

永田　光司

正五位に叙する

石井　謙二　　木下　紘一　　靏原　明樹

従五位に叙する（各通）

平野　毅　　本田　良一

正六位に叙する（各通）

伊崎　寛昭　　石丸　常　　大野　克仕

藤田　博治　　松岡　擴　　丸山　光之

宮本　譲

従六位に叙する（各通）

石原　純一　　須藤　邦明

正七位に叙する（各通）（以上八月十四日）

魚住　聡

従四位に叙する

川田　努

正五位に叙する

浅田　一則

従五位に叙する（各通）

石原　和子　　川崎　久　　川名　隆

藤田　誠　　守屋　昭夫

正六位に叙する（各通）

伊藤　雅幸　　稲葉　浩一　　江尻　茂男

及川　信　　菊地　康則　　下田　紀雄

鈴木　洋行　　平屋　昌士　　廣瀬　剛治

藤井　良夫　　町口　計司　　松井　繁興

三澤　卓洋　　脇　秀男

従六位に叙する（各通）

綾織　嘉一　　清田　確誠　　吉田　稔

従七位に叙する（各通）（以上八月十五日）

中山　法也　　紅浦　秀夫　　吉田　勝夫

正五位に叙する（各通）

荒　武治　　瀧田　達信

従五位に叙する（各通）

齋藤　勝和　　佐伯　有行　　高橋　庄壽

詫間　義晴　　谷渕　潔　　橋本　猛

日下田　薫　　與倉　孝一

正六位に叙する（各通）

阿部　英二　　石田　誠也　　北村　修吉

久保　教仁　　近藤　則生　　桜庭　伸一

天坂　久子　　堀家　博

従六位に叙する（各通）

（神奈川県警部補）

佐々木潤子

（広島県警部）

立野　剛士

従七位に叙する（各通）（以上八月十六日）